

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県一関市東山町長坂字南磐井里53番1

氏 名 有限会社栄和興業
代表取締役 鈴木義治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和5年12月8日
令和10年12月1日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧繊維くず⑨動植物性残さ⑩ゴムくず⑪金属くず⑫ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑬鋳さい⑭がれき類⑮ばいじん（これらのうち自動車等破砕物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上15種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成10年12月2日

変更届出年月日 平成13年9月20日（代表者の変更）

更新許可年月日 平成15年12月2日

変更許可年月日 平成20年6月30日（紙くず、繊維くずの追加及び汚泥の限定解除）

更新許可年月日 平成20年12月2日

更新許可年月日 平成25年12月16日（有効期間 平成25年12月2日～平成30年12月1日）

変更許可年月日 平成25年12月16日（廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及び自動車等破砕物の取扱いの追加）

変更届出年月日 平成28年9月7日（代表者の役職の変更）

更新許可年月日 平成30年12月13日（有効期間 平成30年12月2日～令和5年12月1日）

更新許可年月日 令和5年12月8日（有効期間 令和5年12月2日～令和10年12月1日）

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無